

令和３年度 部活動に係る活動方針

八戸市立長者中学校

1 部活動の目的

部活動は、スポーツや文化活動に興味・関心をもつ同好の生徒によって組織され、より高い目標に挑戦する中で、個々の生徒の成就感や達成感を味わわせるとともに、集団としての行動規範、団結力、思いやりの心を育む教育活動の一環として実施するものである。

2 運営方針

- (1) 「部活動の目的」や「指導方針」「望ましい休養日」や「活動時間」等について、全教員で確認し、共通実践する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、連携して運営にあたる。
- (3) 各部活動の活動方針・活動計画・経費等について、保護者に対して事前に説明し、理解・協力を得て活動を進める。
- (4) 生徒の安全を最優先に、定期的に施設・設備・用具等の点検を実施するとともに、大会等の引率時における個々の生徒の掌握、活動時の見守り、活動終了時の確認を徹底する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、「八戸市中学校運動部活動の指針」（平成31年3月 八戸市教育委員会）の内容に準じて設定する。ただし、学校事情等により例外的に実施する場合は、その都度、顧問からの申出を基に校長が判断する。

① 休養日について

ア 週あたり2日以上休養日を設定する。

- ・ 平日は1日以上、休養日を設定する。
- ・ 土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。（3連休の場合は、いずれか1日を休養日とする）

※ 大会参加や遠征で土・日曜日とも活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を振り替える。

※ 大会参加や遠征等で土・日曜日とも活動する場合は、顧問はできるだけ早い段階で校長の承認を受けるとともに、その旨を保護者にも周知し、承諾を得る。

イ 長期休業中の扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 学期中（平日1日以上、週末1日以上休養日）に準じた扱いとする。
- ・ 週の活動時間の合計を16時間未満（大会は除く）とする。
- ・ 「8月13日から8月15日」「12月29日から1月3日」は活動休止とする。

ウ 定期考査週間及び定期考査期間は活動しない。ただし、考査直後に大会を控え、保護者の要請があった場合に限り、校長の承認を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は、生徒の体調や学習時間の確保に十分配慮する。

② 活動時間

ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

ウ 長期休業中の活動時間については、休業日の活動時間に準じて3時間程度とする。ただし、週あたり16時間未満とする。

エ 生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時30分、10月から3月は午後6時とする。

※ 土・日曜日、祝日及び長期休業中の活動時間帯は、午前8時から午後4時までの間で設定する。

オ 原則として、活動時間の延長は認めない。ただし、運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の3週間前、吹奏楽部については、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの3週間前に限って、保護者から要請があった場合、校長の判断により延長を認める。その場合、生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後7時、10月から3月は午後6時30分とする。

カ 朝練習は認めない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は年間計画を立てる際は、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等を十分考慮した上で、参加する大会・コンクールの数、練習試合の実施回数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクールに参加するための生徒の交通手段は、公共交通機関、貸切バス、タクシーもしくは、保護者の自家用車を使用することを原則とし、教員の自家用車に同乗させることは禁止する。

3 指導方針

- (1) 部活動経営・運営にあたっては、生徒による自主的・自発的活動が実現できるよう、生徒個々に目標や課題意識をもたせ、達成感や成就感を味わわせる工夫に努める。
- (2) 活動にあたっては、生徒一人一人の健康に十分配慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、練習内容も過度な負担とならないように努める。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導を実践するとともに、コミュニケーションを大切にされた練習環境を構築する。
- (4) 指導にあたっては、肉体的・精神的苦痛を与える行為、及び人格を否定する言動等は禁止する。
- (5) 顧問の要望により外部指導者を活用する場合は、校長の承認を得るとともに「部活動に係る活動方針」の内容に沿って指導が行われるよう、確実に共通理解を図る。
 - ※ 外部指導者として承認された場合は、委嘱状交付及びにスポーツ障害保険加入を確実に行う。
 - ※ 外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長が不適任と認めた場合は解任できる。

4 本年度の本校部活動

(1) 運動部

陸上競技、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、剣道、柔道、水泳、スピードスケート（冬季）、アイスホッケー（冬季）

(2) 文化部

吹奏楽、総合文化

5 顧問が当該部活動を運営する際の留意点

- (1) 活動計画作成にあたっては、所定の様式を用いて、毎月25日を目途に翌月の活動計画を作成し、校長から承認を得る。なお、承認を得た活動計画の原本は、職員室に保管する。また、承認を得た活動計画は保護者にも周知し、理解と協力を得るように努める。
- (2) 実績報告書については、月末に必要な応じて加筆訂正をした上で、校長の決裁を受ける。決裁を受けた実績報告書は保管する。
- (3) 部活動の必要経費を保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金の取扱（会計監査・会計報告を行うこと）に準じて厳正に取り扱う。
- (4) 外部指導者を活用する場合は、「部活動に係る活動方針」の内容を踏まえ、決して勝利至上主義に陥らないよう、連携を密にして指導にあたる。
- (5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、指導または見守りをすることを原則とするが、やむを得ず活動に立ち会えない場合は、他の教員に協力を仰ぎ、見守りを依頼する。
- (6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、生徒が活動する前と事後に健康状態等を確認する。万が一、活動中に事故等が発生した場合は、速やかに校長（教頭）に報告し、指示を仰ぐ。ただし、緊急を要する場合は、速やかに救急処置を行い、医療機関及び保護者に連絡する。
- (8) 校外で活動（大会は勿論のこと、練習試合も含む）する場合は、保護者に「場所」「時間」「緊急の連絡先」が把握できるものを紙媒体で事前に周知する。
- (9) 気象予報に「警報」または「警報発令」が予測された場合は、原則活動中止とする。また、「雷注意報」「熱中症注意報」が発令された場合も原則活動を見合わせる。

6 文化活動について

文化活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、「部活動に係る活動方針」に沿った取扱いとする。

7 その他

「部活動に係る活動方針」は、国や県・市などの動向を注視し、必要に応じて見直しを図るものとする。